

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：32501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780495

研究課題名(和文) 法的観点に立ついじめ問題に対する学校の対応の在り方に関する研究

研究課題名(英文) A Study on How Schools Ought to Deal with Bullying from a Legal Perspective

研究代表者

黒川 雅子 (Kurokawa, Masako)

淑徳大学・総合福祉学部・准教授

研究者番号：90339482

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、いじめ問題に対する学校の対応の在り方について、裁判例を素材として教育学と法学の学際的視点から検討しようとする試みである。研究初年度の2013年、いじめ防止対策推進法が制定された。それゆえ、学校が、法的な視点によりいじめ問題に対応するため、新たな組織体制の整備等に追われる時期と重なった。

裁判例分析の結果、学校側の責任としては、いじめの実態解明を目的とした調査の実施が不可欠と解されることが明らかとなった。また、いじめ自殺に起因する裁判例の分析を通じ、問題発見後、具体的な効果が得られる指導を状況に応じて選択出来ていたか否かという点が学校の責任に関する重要な判断基準となることが判明した。

研究成果の概要(英文)：This study examines how schools ought to deal with bullying from the interdisciplinary perspectives of education and law, using material from bullying court cases. This was a four-year study, running from 2013 through 2016. The Bullying Prevention Act was implemented in 2013, the first year of the study. Thus, the study coincided with a need for new organizational structures that would allow schools to deal with bullying from a legal perspective.

The results from the analysis of bullying court cases made it clear that schools have an essential responsibility to investigate the reality of bullying. Moreover, after analyzing court cases involving bullying-related suicides, it became clear that an important standard for determining school responsibility is whether or not the school was able to intervene appropriately so as to achieve concrete results after having discovered a case of bullying.

研究分野：教育法規

キーワード：いじめ 危機管理 いじめ防止対策推進法 いじめ自殺

1. 研究開始当初の背景

本研究を申請した 2012 (平成 24) 年という年は、教育学において、いじめ問題を考える上で特別な年であった。そのきっかけとなったのが、滋賀県大津市のいじめ自殺事件に関する報道である。従来のいじめ問題の対応では、まず見られることがなかった、または躊躇されてきたともいえる学校教育課題に対する「警察の介入」というセンセーショナルな内容を含むものであり、これまでのいじめ問題の報道と比較すると異質なものであった。

大津市いじめ自殺事件以降、「いじめ」問題には、教育課題の範疇を超えた犯罪性を帯びる行為をも含まれる場合がある点が強調されている。この点に関し、坂田仰(日本女子大学教授)は既にいじめを 3 類型で捉える必要性を提唱しているが(坂田仰『学校・法・社会』学事出版、2002 年)、様々なレベルの行為をどのような位置づけで考えるべきか、その検討の重要性が改めて問われることになったといえる。

また、文部科学省は、大津市いじめ自殺事件を受けて学校のいじめの認知件数の現状把握のための緊急全国調査を実施している。その結果、2011(平成 23)年度の認知件数よりも件数が増加傾向を示すこととなり、いじめ問題に対する学校の対応の在り方に対する捉え直しの重要性が強調されることとなった。

本研究の発想に至った経緯には、研究代表者が「学校事故裁判変遷から見る保護者・裁判所の学校観の変化と教員の危機意識に関する研究」(2009 年度～2012 年度)を行う過程において実施した教育委員会関係者や管理職とのヒアリング調査において、学校事故に関する議論に続いて、学校現場に対する「法的問題としてのいじめ」に関わる学校観の変化や法的観点に立った学校側の対応の在り方の提示が強く望まれていることがわかったことにある。いじめ問題をめぐる指導マニュアルの改訂を行う教育委員会も存在するなど、従来のマニュアルでは十分な対応とはいえない場面があることが明らかとなっており、この意味において、学校現場では、法的観点に立った適確な対応の在り方について提示することの必要性が高まっていたといえる。

2. 研究の目的

本研究は、「いじめ問題に対する学校の対応の在り方」について、学校の法的責任の範囲という観点から分析を試みるものである。

いじめ問題に関する研究は、心理学の観点からなされる研究が数として非常に多いことが特徴である。児童・生徒のいじめに関わる傍観行動や援助行動等の行動分析やいじ

め被害児童・生徒の心理特性分析等の研究が進められている。また、近年のいじめ問題に関する研究の特徴は、社会学の見地からいじめ問題の中でも関心が寄せられている「ネットいじめ」の実態に関わる調査研究が進められている点である。この他、法学の見地からは、個々のいじめ裁判例の分析という手法を用いた研究が古くから進められてきたといえる。一方、近年の教育制度学の観点に立ったいじめ問題の研究については、数として心理学的アプローチによる研究と比較すると非常に少ない状況にある。

いじめ問題に対する学校側の対応をめぐっては、学校が早期発見に力を尽くしていなかった、若しくは、発見後の学校側の対応が十分でなかったとして、いじめ被害児童・生徒やその保護者が学校側の責任を追求し、司法的解決を望み「裁判」を通じて問題の決着をみようとするケースも少なくない。こうした状況は、いじめ問題への関心の高まりから、今後、ますます増加することが予想される。それゆえ、日々教育実践の最前線で活躍している教員については、法的観点に立ったいじめ問題への対応力を身につけておくことが急務といえ、教育学と法学の学際的視点から、いじめ問題に対する学校の対応の在り方について分析を試みることにこそ本研究の特色があるといえる。

3. 研究の方法

本研究は、(1)判例データベースを扱い、いじめ問題に起因する裁判例を収集し、いじめ問題に対する学校の法的責任の範囲に関する分析、(2)いじめ自殺をめぐる学校の法的責任についての検討、(3)いじめ防止対策推進法の制定により新たに設置される組織の制度設計の考察、といった 3 つの視点から分析を行った。

(1)いじめ問題に起因する裁判例から考える学校の調査実施義務についての検討

いじめには様々なケースが存在する。しかし、いじめの存在を疑わせる状況を把握した場合、学校側には、いじめに対する法的責任として、まず、その実態を解明することを目的とした調査を実施する義務が課されるものと考え、主に以下の 3 つの裁判例を扱い、調査実施義務の有無について検討を行った。

1. 学校で犯罪行為と認められる性的ないじめを防止する義務が争われたケース(旭川地方裁判所判決平成 13 年 1 月 30 日)
2. 特定の生徒の私物が繰り返し損壊されるいじめの発生に対する学校側の対応が争われたケース(横浜地方裁判所判決平成 21 年 6 月 5 日)
3. 学校側がいじめを防止できなかったこと

が原因で被害生徒が発病することになったか否かが問われたケース（広島地方裁判所判決平成 19 年 5 月 24 日）

(2)いじめ自殺をめぐる学校の法的責任の検討

いじめに起因して児童・生徒が自殺した事案の裁判例を扱い、いじめ問題をめぐる学校側の安全配慮義務について、自殺に関する法的責任をも問われる場合の判断基準について考察を試みた。

裁判例は、旧文部省がいじめの実態調査を開始した 1985（昭和 60）年度以降に第一審判決が下りた、以下の 18 個のいじめ自殺に起因する裁判例を分析対象とした。

1. 福島地方裁判所いわき支部判決平成 2 年 12 月 26 日
2. 東京地方裁判所判決平成 3 年 3 月 27 日
3. 岡山地方裁判所判決平成 6 年 11 月 29 日
4. 秋田地方裁判所判決平成 8 年 11 月 22 日
5. 旭川地方裁判所判決平成 12 年 1 月 25 日
6. 横浜地方裁判所判決平成 13 年 1 月 15 日
7. 富山地方裁判所判決平成 13 年 9 月 5 日
8. 福岡地方裁判所判決平成 13 年 12 月 18 日
9. 鹿児島地方裁判所判決平成 14 年 1 月 28 日
10. 新潟地方裁判所判決平成 15 年 12 月 18 日
11. さいたま地方裁判所判決平成 17 年 5 月 18 日
12. 横浜地方裁判所平成 18 年 3 月 28 日
13. 高知地方裁判所判決平成 24 年 6 月 5 日
14. 東京地方裁判所判決平成 24 年 7 月 9 日
15. 山形地方裁判所判決平成 26 年 3 月 11 日
16. 前橋地方裁判所判決平成 26 年 3 月 14 日
17. 宮崎地方裁判所判決平成 26 年 8 月 6 日
18. 神戸地方裁判所判決平成 28 年 3 月 30 日

(3)いじめ防止対策推進法に基づく新たな組織づくり

研究初年度にあたる 2013（平成 25）年に、今後、学校現場に多大な影響を与えることになるとされる「いじめ防止対策推進法」が制定された。それゆえ、いじめ防止対策推進法において学校に求められる役割の整理や、いじめ防止対策推進法に定める組織の設置状況等についての分析も試みた。

4. 研究成果

(1)学校側の調査実施義務

いじめの存在を疑わせる状況を把握した場合の学校側の法的責任に関して、扱った 3 つの裁判例すべてにおいて、判決は、学校の調査実施義務を肯定している。

第一に、市立中学校の校内で、複数の男子生徒が一人の女子生徒に対して集団性的暴行を加えるといういじめが発生した事案（旭

川地方裁判所判決平成 13 年 1 月 30 日）では、判決は、まず、性的ないじめについて、「その性質上人目につかないように行われ、被害生徒も羞恥心や報復への恐怖等から性的被害を申告せず、又は申告しても深刻な性的被害の一部しか話さないことがあると推測されることに鑑みると、生徒から具体的な性的被害の訴えを受けたり、又は生徒から性的被害を少しでも匂わせるような訴えを受けた場合には、事案に応じて、適切な対応をすべき義務がある」とする。その上で、この義務の具体的内容の一つとして、最初に、「被害生徒又は関係者から詳しい事情を聴取し、その内容を教職員全体に報告すると同時に、他の教諭からも性的被害に関する情報を収集し、学校内における性的被害の実態をできる限り調査」することをあげている。

担任教員は、被害生徒から複数回相談をうけていた。だが、3 度目の相談を受けた以降も具体的な被害状況を詳しく聴取することをしていなかった。また、被害生徒が担任教員に相談した際、同様の被害を受けているとする他の女子生徒の名前を伝えていたにもかかわらず、その生徒らからも状況を全く聴取していなかったことから、被害生徒の「受けていた性的被害の実態を解明する義務を怠った」と指弾されている。

第二に、市立中学校の生徒が、校内で数回靴を切りつけられる等のいじめを受けた事案（横浜地方裁判所判決平成 21 年 6 月 5 日）では、判決は、まず、被害内容が単に器物の損壊にとどまらず、「その手法や結果の無惨さから、[被害生徒]の心胆を寒からしめるに十分な脅迫的效果をも意図したもの」であるとし、「単なる悪戯や嫌がらせの域を超えた明らかな犯罪行為」と指摘した。

その上で、教員が、事件発生後に部員を集め、何か知っている者はいないか尋ねたという調査について、判決は、「情報を得られる可能性のある[生徒]から聞き取りを行うことによって、出来る限りの情報を得ようとしたものとして評価」することはできないとしている。

第三に、市立中学校の生徒が継続的ないじめを受けたことにより、不登校、さらには統合失調症と診断されるに至った事案（広島地方裁判所判決平成 19 年 5 月 24 日）では、判決は、学校側に対し、「学校内において、生徒の心身に対しいじめ等の違法な侵害が加えられないよう適切な配慮をする注意義務、すなわち、日頃から生徒の動静を観察し、暴力行為やいじめ等がないかを注意深く見極め、その存在がうかがわれる場合には、関係生徒や保護者らから事情聴取するなどしてその実態を調査し、表面的な判定で一過性のもので決めつけず、実態に応じた適切な防止措置を講じる義務」を負うとする。

しかし、担任教員は、「教員同士や、教員と生徒、教員と保護者との間で報告や連絡、相談などをしたり、[加害生徒]やその保護

者に対していじめ行為をしないように注意したり[被害生徒]から個別に事情を聞いたりするなどの指導監督」を行っていなかった。この担任教員の対応について、判決は、「なすべき義務を怠った」としている。

いじめの存在を疑う状況に直面していたとしても、学校として、十分な調査が行われたとは言えないケースが今もなお存在している。3つの判決が共通して指摘するように、学校がいじめ問題に対して法的責任を果たすために、学校側は、関係児童・生徒やその保護者、教員同士において事情を聴取するなどして、事案の実態を把握するための調査を行う義務を負うと解される。

(2)いじめ自殺に対する学校側の法的責任の判断基準

また、旧文部省がいじめの実態調査を開始した1985(昭和60)年を区切りとし、1985(昭和60)年度以降のいじめ自殺に起因し、学校側の法的責任が問われた事案のうち第一審判決が下りている裁判例を扱い、学校の法的責任について考察した。

扱った18個の裁判例は、小学校で発生した事案が1件、中学校で発生した事案が12件、高等学校で発生した事案が5件となっており、中学校での事案が小学校、高等学校と比較して多い結果であった。

このうち、児童・生徒の自殺に関する学校側の法的責任が肯定された事案は1件、児童・生徒の自殺に関する学校側の法的責任は否定されたものの、いじめ問題に対する学校側の安全配慮義務違反が肯定された事案が8件であった。

また、生徒間で行われた行為はいじめに該当しないとして、原告側の主張を退けているものが2件、自殺の原因が、生徒間のいじめにあったと推認することができないと判断された事案が1件、学校側の安全配慮義務違反がなかったとされた事案が4件であった。この他、主たる原告側の主張が、学校側の調査報告義務を怠った点にあるとする事案が2件あり、1件が学校側の過失が肯定されており、もう1件は学校側に義務違反はないとする判断がくだされていた。

いじめ問題に起因する児童・生徒の自殺に関する学校側の法的責任を分析すると、いわゆるいじめ問題に対する安全配慮義務違反が肯定されたとしても、児童・生徒の自殺の法的責任をも学校側にあるとされる事案は少ない傾向にあることが分かる。本研究で抽出した事案の中でも1件存在するのみであった(横浜地方裁判所判決平成13年1月15日)。

判決は、「トラブルに関与した[加害生徒ら]又は[被害生徒]を、昼休み、放課後に呼び出すなどして個別に事情を聞き、お互いを諭し、握手をさせるなどの指導をした後にも、[被害生徒]が関与する同種のトラブルが継続」しており、担任教員が把握し、指導

の対象としたものだけでも10回を超えた状態のもとにおいては、担任教員としては、他の生徒と比較して被害生徒がトラブルを起こすことが多いと認識していたはずであると指摘する。その上で、事件発生当時(平成6年)には、『いじめ』に関する報道等によって、いたずら、悪ふざけと称して行われている学校内における生徒同士のやりとりを原因として小中学生が自殺するに至った事案の存在が相当程度周知されていたのであるから、中学生が、時として『いじめ』などを契機として自殺などの衝動的な行動を起こすおそれが高く、このまま[被害生徒]に関するトラブルが継続した場合には、[被害生徒]の精神的、肉体的負担が増加し、[被害生徒]に対する傷害、[被害生徒]の不登校、ひいては本件自殺のような重大な結果を招くおそれについて、予見することが可能」であったとした。

いじめに起因して自殺するおそれが予見できたとする判断基準は、第一に、事案の発生当時の児童・生徒の自殺に対する社会一般の認識がベースとなる。しかし、この事案では、第二の基準として、生徒が自殺といった行動を起こす前提として、短期間に高い頻度でいじめを受けていたという事実を踏まえて判断がなされている。したがって、自殺するおそれについても学校側は予見することができたと判断された背景には、いじめ問題に対する学校側が行った対応の是非が大きく関与したものといえる。

いじめ問題に対する学校側の安全配慮義務を自殺に関する法的責任の判断基準という視点から検討した結果、教員として、学校という組織として、何をどのようにどの程度対応することが必要であるのかという点については、型どおりに対応していても十分に評価されない場合があることが明らかとなった。いわゆる「形式的な指導」とどまらず、実質的に指導の効果が得られる方法を意識的に選択して実施していくことが、いじめ問題に対応するために必要なコンプライアンス意識を発揮した指導ということになることが判明した。

(3)いじめ防止対策推進法に基づく新たな組織

2013(平成25)年、いじめ防止対策推進法が施行され、様々な組織について規定されることとなった。いじめ防止対策推進法に規定されるこれら組織に関しては、その設置の有無や形態には、地方公共団体に広い裁量が認められているため、組織の制度設計には差異が見受けられる。この点、この組織の制度設計について、坂田仰(日本女子大学)、山田知代(帝京科学大学)、河内祥子(福岡教育大学)との共同研究の機会を得て、調査を実施した。

新たに設置される組織としては、まず、地方公共団体に置く組織として、いじめ問題対

策連絡協議会がある。いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、条例の定めることにより置くことができる(14条1項)。

次に、教育委員会の附属機関としての組織がある。いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会の円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止対策を実効的に行うようにするため、必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができることとされた(14条3項)。

さらに、重大事態が発生した場合に、これに対処して事実関係の調査を行う組織として、学校設置者又は学校の下に置く調査組織が置かれることとなる(28条1項)。文部科学大臣が策定したいじめ防止基本方針によれば、公立学校においては、学校設置者が調査主体となる場合、14条3項の教育委員会に設置される附属機関がこの調査組織を兼ねることが可能とされている。

なお、公立学校の場合、重大事態についての調査を上記組織で行い、その結果については、教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告を行うこととされている。その際、報告を受けた地方公共団体の長は、重大事態への対処のために必要があると認める時は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により再調査を実施することができることになっている(30条2項)。

調査の結果、地方公共団体におけるいじめ対策に関する基本方針の他に、基本方針や各組織の設置根拠を含めた総合的ないじめ対策条例を制定し、その条例に依拠しつついじめ対策を推進するタイプである「総合条例型」と、総合条例は制定せずに、地方いじめ防止基本方針を策定し、いじめ対策を推進するタイプである「非総合条例型」の2つの制度設計に大別されることがわかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

黒川雅子「いじめ問題をめぐる学校の法的責任 - いじめ自殺に関する法的責任、いじめ防止対策推進法から考える安全配慮義務に着目して - 」, スクール・コンプライアンス研究, 査読有, 第5号, 2017年, 6-13頁

黒川雅子「いじめ判例に見る学校の法的責任」, スクール・コンプライアンス研究, 査読有, 第2号, 2014年, 41-49頁

黒川雅子「いじめによる統合失調症の発症と学校の法的責任」, 月刊教職研修, 査読無, 489号, 2013年, 100-101頁

坂田仰・黒川雅子「いじめ防止対策推進法」, 別冊教職研修, 査読無, 491号, 2013年, 44-47頁

〔学会発表〕(計4件)

山田知代・黒川雅子・河内祥子・坂田仰「いじめ防止等の組織に関する分析」, 日本スクール・コンプライアンス学会, 2016年2月20日, 日本女子大学

黒川雅子「いじめ指導損害賠償事件」, 日本スクール・コンプライアンス学会第68回定例研究会, 2015年3月28日, 日本女子大学

山田知代・黒川雅子・坂田仰「地方公共団体におけるいじめの防止等の対策と教師の位置付け」, 日本教師学学会第16回大会, 2015年3月1日, 日本女子大学

山田知代・黒川雅子・河内祥子・坂田仰「地方いじめ防止基本方針」の検討」, 日本教育制度学会第22回大会, 2014年11月8日, 高知大学

〔図書〕(計2件)

坂田仰・河内祥子・黒川雅子・山田知代, 教育開発研究所, 新訂第2版図解・表解教育法規, 2014年, 全269頁

坂田仰, 学事出版, いじめ防止対策推進法全条文と解説, 2013年, 全193頁, 黒川雅子, 第1条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第15条, 1-3, 33-35, 37-38, 39-40, 41-44, 45-47,

6. 研究組織

(1) 研究代表者

黒川 雅子 (KUROKAWA, Masako)
淑徳大学・総合福祉学部・准教授
研究者番号: 90339482

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし